

(別表3)

消防用設備・防災施設等

消防用設備及び防災施設等とは、百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備及び防災施設等で一定のものをいいます。

よって、非課税の対象となるのは、特定防火対象物〔表1〕に設置される消防用設備等及び防災施設等〔表2〕に限られますので、一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、非課税には該当しません。

非課税となる設備等

消防法施行令で設置が義務づけられた次の〔表1〕に掲げる特定防火対象物内の消防用設備で、〔表2〕に掲げる設備等の床面積について一定割合が非課税となります。

〔表1〕 特定防火対象物一覧表

消防法施行令 別表第1の項	建物の用途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	準地下街（建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの等）

注) 本表は、消防法施行令別表第1に基づき作成したものです。

〔表2〕 消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区分	整理番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	※区分	非課税割合
消防用水槽・ポンプ室・非常電源等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分、及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電室・変電室・電気配線シャフトの部分	消防	全部
	2	動力消防ポンプの設備の格納庫	消防	全部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	消防	全部
消火栓薬剤の貯蔵庫 避難器具格納	4	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	消防	全部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消防	全部
	6	避難器具の設置部分	消防	全部
中央管理室等	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消防	全部
	8	中央管理室（7の部分を除く。）	防災	1/2
階段 廊下	9	階段 (1)特別避難階段の階段室及び附室 (2)避難階段の階段室	防災	全部
		(3)(1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4)(1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る。）	防災	1/2
	10	廊下の部分	防災	1/2
非常用進入口等	11	避難階における屋外への出入り口の部分	防災	1/2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む。）	防災	全部
非常用エレベーター・吹抜部分等	13	昇降機等 (1)非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む。）	防災	全部
		(2)(1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路 (防火区画されているものに限る。)	防災	1/2
	(3)吹抜部分等（防火区画されているものに限る。）			

〔表2〕消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区分	整理番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	※区分	非課税割合
避難通路	14	熊本市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路 (1)スプリンクラーの有効範囲内に設置するもの	防災	全部
		(2)熊本市火災予防条例の規定に基づき設置する(1)以外の避難通路	防災	1/2
喫煙所	15	喫煙所（表1の区分の(一)、(四)の建物に限る。） (熊本市火災予防条例の規定により設置するもの)	防災	1/2

※は次の区分です。 消防：消防設備等、防災：防災設備等

※避難通路は、次の避難通路に限ります。

- ① 劇場等の避難通路は、客席内に設けられたものをいいます。
- ② 飲食店等の避難通路は、階における客席の床面積が150㎡以上の場合に、その客席内に設けられたものをいいます。
- ③ 百貨店等の避難通路は、階における売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場に設けられた主要避難通路及び床面積が600㎡以上の場合に設けられた補助避難通路をいいます。
- ④ 熊本市火災予防条例第40条による管理がなされているもの。

※壁、天井などに設置されている設備等は、床面積を占有するものではないので、原則として非課税となりませんが、消防署長等の命令により、設備の操作面積の確保及び範囲が明確にされ、かつ、有効に確保されている場合は、当該操作面積の2分の1が非課税となります。